

三原市入札参加資格審査に係る市内に支店・営業所等を置く業者の認定基準

制定 平成 23 年 10 月 1 日

改正 平成 26 年 9 月 19 日

平成 28 年 10 月 21 日

平成 29 年 8 月 25 日

(目的)

第 1 条 この基準は、三原市物品購入等の指名競争入札に係る指名業者選定基準に関する要綱(平成 17 年三原市要綱第 22 条)第 4 条に規定する市内に支店・営業所等を置く業者について定めることにより、入札事務等の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 市内に支店・営業所等を置く業者とは、三原市税条例(平成 17 年条例第 56 号)による法人等の設立(設置)届を本市に提出している法人をいう。

(認定基準)

第 3 条 市内に支店・営業所等を置く業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 支店・営業所等の建物が自社所有又は賃貸借による建物であること。
- (2) 明瞭に確認できる自社の看板を設置していること。
- (3) 兼用住宅の場合は、支店・営業所等の機能を有する部分が居住部分と完全に分離されており、営業のための場所が常時確保されていること。
- (4) 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。
- (5) 自社専用の電話、ファックスを設置しており、常に連絡がとれること。
- (6) 三原市外の市町村の支店・営業所等と兼務していない、1人以上の会社役員又は社員が、専任で週 7 日間のうち、3 日間以上、かつ、20 時間以上勤務していること。
- (7) 出勤簿等で会社役員又は社員の勤務状況が記録されていること。

(支店・営業所等調書及び支店・営業書等調査書)

第 4 条 市内に支店・営業所等を置く業者が三原市物品調達等指名競争入札参加資格に関する規程(平成 17 年三原市訓令第 27 号)第 3 条第 1 項に規定する競争入札の参加資格を得ようとするときは、支店・営業所等調書(様式 1-1。以下「調書」という。)及び支店・営業所等調査書(様式 1-2。以下「調査書」という。)を提出しなければならない。

(実態調査)

第5条 市長は、第3条の認定基準の適否を確認するため、必要に応じ、予告をせずに実態調査を行うことができるものとする。

2 前項の実態調査は調書、調査書及び支店・営業所等実態調査表（様式2）に基づき、現場確認、写真撮影、書類確認等の方法で行うものとする。

3 市長は、実態調査の結果、改善を要するものと認めた業者に対して支店・営業所等実態調査の結果について（様式3）により実態調査の結果を通知するものとし、改善結果について文書により報告を求めるものとする。

（再調査）

第6条 市長は、前条第3項の規定により、改善の必要を認めた業者から改善結果に係る報告が提出されたときは、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。

（入札参加の制限等）

第7条 市長は、正当な理由なく実態調査を拒んだ業者又は指摘された事項について改善が完了したと認められない業者について、原則、市外業者として扱うものとする。

（資格者の配置）

第8条 法令等により営業所ごとに資格者の配置が必要な業務等については、当該資格者が配置されていなければならないものとする。

（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の場合における準用規定）

第9条 前各条の規定は、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の支店・営業所等の認定について準用する。

附則

（施行期日）

1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この基準は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までを有効期間とする物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿には適用しない。

附則（平成26年9月19日）

1 この基準は、平成26年9月22日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この基準は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを有効期間とする物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿には適用しない。

附則（平成28年10月21日）

この基準は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 8 月 25 日）

（施行期日）

1 この基準は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までを有効期限とする物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿には適用しない。

支店・営業所等調書

※三原市内に支店・営業所等を置く業者として申請される方は、提出してください。

商号又は名称	
支店・営業所等の名称	
支店・営業所等の所在地	三原市
電話番号	
FAX 番号	

外景 (看板, 表札等含む。) _____ 年 _____ 月 _____ 日撮影

内景 (業務に使用する部屋。机・事務用品等含む) _____ 年 _____ 月 _____ 日撮影

支店・営業所等調査書

※三原市内に支店・営業所等を置く業者として申請される方は、次の質問事項について回答を記入してください。

1 三原市内の支店・営業所等について		○か×を記入
1	自社所有または賃貸借契約等で借り入れている物件である。	
2	自社の表札・看板を設置している。	
3	①会社役員、社員または他の者が居住している専用（兼用）住宅ではない。 ----- ②（①が×の場合のみ回答）支店・営業所が兼用住宅の場合、営業所の部分が居住部分と完全に分離している。	
4	自社専用の電話、ファックスを設置している（他社と共同使用をしていない。）	
5	三原市外の市町村の支店・営業所等と兼務していない、1人以上の会社役員又は社員が、専任で週7日間のうち、3日間以上、かつ、20時間以上勤務しており、常に連絡がとれる体制である。	
6	出勤簿等で会社役員または社員の勤務状況を記録している。	

2 三原市内の支店・営業所等に常駐する会社役員または社員について

1	常駐する会社役員数または社員数	人
2	常駐する会社役員または社員の氏名 【注意事項】 ・三原市外の市町村の支店・営業所等と兼務の社員は含みません。 ・複数名いる場合は代表者の氏名を記入してください。	(フリガナ) ----- (氏 名)

上記のことについて、事実と相違ないことを誓約します。

申請者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

様式 2 (第 5 条 関係)

支店・営業所等実態調査表

商号又は名称	
支店・営業所等の名称	
所在地又は住所	
調査日時	年 月 日
	時 分～ 時 分
調査員氏名	

調査項目	調査内容	事務処理欄
支店・営業所等の設置形態(第 3 条 第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社所有か ・賃貸借契約等明確な使用権が存在するか 	
標識又は看板の設置(第 3 条 第 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の標識・看板を設置しているか 	
専用住宅でないこと(第 3 条 第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社役員, 社員又は他の者が居住している専用住宅でないか 	
営業のための場所の確保(第 3 条 第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・兼用住宅の場合, 営業所の部分が居住部分と完全に分離しているか 	
連絡手段の状況(第 3 条 第 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社専用の電話, ファックスを設置しており, 常時転送されないか ・他の者と共同使用をしていないか 	
会社役員又は社員の配置状況(第 3 条 第 6 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市外の市町村の支店・営業所等と兼務していない, 1 人以上の会社役員又は社員が専任で週 7 日間のうち, 3 日間以上, かつ 20 時間以上勤務しており, 常駐しているか ・連絡が常時とれる体制か 	
会社役員又は社員の勤務状況(第 3 条 第 7 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿等で会社役員又は社員の勤務状況が記録されているか ・出勤簿又はタイムカード等があるか 	

様式 3 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

三原市長

印

支店・営業所等実態調査の結果について(通知)

三原市入札参加資格審査に係る市内に支店・営業所等を置く業者の認定基準第 5 条第 2 項に基づく実態調査の結果は次のとおりです。

つきましては、改善を要するとされた内容について改善を実施した場合は、
年 月 日までに財務部契約課契約係へその旨を記載した書類を持参により提出して下さい。

なお、改善が認められるまでの間、入札への参加が一部制限される場合があります。

改善を必要とする事項